

ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業
オンラインスピーキング強化業務
仕様書

令和6年4月16日

徳島県教育委員会
教育創生課

1 業務名 ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業 オンラインスピーキング強化業務

2 業務目的

徳島県（以下、「県」という。）は、人口減少が急速に進む地域の高校の魅力化や活性化を通じた地域の新たな活力の創出を目的とし、徳島県立海部高等学校（以下、「海部高校」という。）を指定校として「ふるさと創生拠点ハイスクール拡大事業（以下、「本事業」という。）」に取り組み、海部地域の豊かな資源を生かした学習活動やグローバル教育等を中心とした教育プログラムを確立し、グローバルな視点を有した地域人材を育成するとともに、地元はもとより県内外から生徒が集う学校づくりを進めている。この取組の一つとして、グローバル化の進展により英語の発信力がますます必要とされていることを受け、実践経験を重ねることにより発信力を強化し、世界で通用する英語力を育成するため、スピーキング能力の強化を目的とした業務委託を行うものである。

3 業務内容

県教育委員会教育創生課及び海部高校の指示のもと、海部高校の生徒及び同校が実施する体験入学等への参加者を対象に、インターネット環境を利用した英会話指導の実施に係る次の業務を履行する。

（１） オンラインによる同時双方向型のマンツーマン英会話指導の実施

- ① 海部高校の生徒及び体験入学等への参加者を対象とすること。
- ② 1回につき40分程度のレッスンを、延べ660回（例：30名に対して22回）以上することとし、具体的な実施回数を企画提案書に記載すること。
具体的な受講人数や日程等については学校と協議すること。
なお、委託料の上限に達した時点で完了とする。
- ③ 講師は、英語を母国語とする者又は同等の語学力を有する者で、かつ英語が母国語でない者への英会話指導について十分な研修を受けており、効果的に業務を遂行できる者であること。
- ④ 午前8時から午後5時までの間において、最大30名が同時受講できること。ただし、講師が在住する国における休日を除く。
- ⑤ CEFRA1及びA2レベルに対応し、中学校及び高等学校学習指導要領に定められた言語材料で構成された教材を使用すること。
- ⑥ 学校から予約及び予約変更が可能なオンラインシステムを有していること。
- ⑦ 体調不良等による受講者の欠席や学校の臨時休業の他、受託者に起因する要因又は講師が在住する国に起因する要因等により、一回のレッスン中に累積5分以上の不具合が生じた場合は、所定の手続きによりレッスンの振替を実施すること。
- ⑧ 学校から要請があった場合、生徒のスピーキング能力の伸長を測ることができるスピーキングテストを実施し、その結果を生徒及び学校へ提供すること。ただし、スピーキングテストは、レッスンの枠内で実施することとする。

- (2) 英会話指導の円滑な導入に係る関係教職員対象の事前研修会等の実施
- ① 現地又はオンラインにて、事前研修会を1回(1時間程度)以上行うこと。
 - ② 英会話指導の導入後に、システムや運用方法等の変更や学校長からの要請があった場合は職員研修を実地又はオンラインにより実施すること。
 - ③ 教職員用の操作手順マニュアル及びトラブル対応マニュアルを作成し、事前研修会において説明を実施すること。

- (3) 学校の通信環境及び実機を用いた動作テストに基づく確実な業務の履行
- ① 現地又はオンラインにて、実際に用いる機器等を用いた動作確認を事前に行うこと。使用端末及び校内LANについては、次の内容を予定する。

ア 一人一台学習者用端末

OS : Windows 10
CPU : Celeron N4100
RAM : 8GB
SSD : 256GB
無線 : Wi-Fi5 (802.11ac)

OS : Windows 11 Education
CPU : Intel (R) N100
RAM : 4GB
SSD : 128GB
無線 : Wi-Fi6 (802.11ax)

イ 校内LAN

基幹 : 1 G b p s
無線AP : 全普通教室に設置
アップリンク : 1 0 0 M b p s (全二重、帯域保証、広域イーサネット)

注1 アの他の端末を使用する場合もある。

注2 学校のアップリンクは徳島県立総合教育センターへ接続されており、フィルタリング等の通信制御を行っている。

- ② 正常かつ円滑な英会話指導の実施が困難となる通信障害が発生した場合、受託者はその解消に向けた調査を行うとともに、必要に応じて代替機器の貸出し等により障害を解消すること。ただし、徳島県教育委員会の情報セキュリティポリシーを遵守することとし、追加の経費は請求できないものとする。

- (4) この業務に係る英会話指導の効果検証を目的としたアンケートの実施・分析及び結果報告

- ① 本業務における成果を検証するために、アンケート調査を実施し、集計及び分析結果を学校と県教育委員会へ報告すること。

(5) 本項(1)から(4)に付随する業務

4 その他

- (1) 学校の端末に専用アプリ等を導入する必要があるときは、県教育委員会及び学校と協議の上、許可を得た場合のみインストール等を実施することができるものとする。
- (2) 通信に必要なネットワーク設定及び調整は、徳島県立総合教育センターと協議を行うこと。
- (3) 本業務の履行に係る個人情報の取扱及び情報セキュリティの確保に当たっては、別記1、2を遵守すること。
なお、「個人情報の保護に関する法律及び同法施行条例等」並びに「徳島県教育情報ネットワーク運営規程」に抵触しないこととする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 3 条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第 4 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 5 条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 7 条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還)

第 8 条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 9 条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第 10 条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 11 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第4 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第8 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第10 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求められることができる。

2 乙は、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第12 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。